

くらしに役立つ制度紹介



雇用保険・失業給付の受給手続き

米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel.52-1969
藤田正雄 Tel.55-1128
太田幸代 Tel.54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

失業手当受けるには

働き方問題は大きな問題となっております。過労死問題・長時間労働問題など、「働き方改革」を掲げる政府の姿勢は大きな問題となっております。昨年、大手広告代理店・電通の新入社員が過労自殺し、労災認定された事例も新聞で大きく取り上げられました。また正規雇用から非正規雇用に変えある企業も多く、雇用問題も大きな問題となっております。今回は雇用保険について取り上げてみました。

【問】私の知り合いが会社を辞めることになりました。失業手当を受けるにはどうしたらいいのでしょうか。

【答】失業手当というのは「基本手当」のことだと思えます。いわゆる失業給付です。雇用保険の「失業等給付」は表1のようにたくさん種類があります。

基本手当を受けるためには、離職の日以前2年間に通算して被保険者期間が12か月（各月11日以上）の労働（以上）が必要です。傷病などで引き続き30日以上賃金の支払いのない期間がある場合は、最長4年間認められます。

住所地のハローワークで手続き

【問】どこへ提出するのですか。

【答】退職後の手続きは次のようになります。

自己都合など大事な離職理由

【問】その人は、会社が非正規雇用にするなど、居づらくなって自分から辞めることにしたそうです。

【答】そうですね。この間、雇用保険はほとんど改悪され、職を失った理由によって手当の出される時期や給付日数が違ってきます。定年退職や自己の意思で離職した場合は一般受給資格者、倒産、解雇などにより離職を余儀なくされた人は特定受給資格者、労働契約が更新されなかった雇止めや、やむを得ない理由による自己都合などは特定理由離職者となります。

【問】手続きはどうするので

【答】「雇用保険受給説明会」後、「雇用保険受給説明会」

雑感

前号でセメント跡地の記事で「人口ゼロライト」と書きましたが「人口ゼロライト」の誤りでした。訂正します。指摘していただき有難うございます。今後の市議会の予定ですが11月4日に臨時議会が開催されます。大きな議題はありませんが、申し合わせにより1年任期の議長・副議長の改選と今回常任委員の変更があります。地方自治法上は、議長の立候補という制度はありませんので、誰が候補者です。「なぜ議長をめぐりますか」「議長になったらどんな議会運営を行いますか」といった点について、表明する機会はありません。全員の投票で決まると述べる必要があると思います。



求職者給付	①基本手当	②技能習得手当	③寄宿手当	④傷病手当	⑤年齢高職者求職者給付	⑥短期特例雇用金	⑦雇用日労働者給付
就職促進給付	①就業促進手当	②移転費	③広域求職活動費	その他給付			
雇用継続給付	①高齢雇用継続給付	②育児休業給付	③介護休業給付				

表1、失業の給付

【答】基本手当は、「失業した人が就業の意思をもっていない」ことが前提になります。退職した会社からもらう離職票を添えてハローワークに求職申し込みをして、失業給付を申請します。求職申し込みをした日が失業給付請求手続きの出発になります。失業したら、すぐに求職申し込みができるようにしましょう。

④求職から4週間後の指定された日時に、職業相談・失業の認定を受けます。会社都合による退職で給付制限のない人は失業認定日から4〜7日後に、自己都合による退職の人は3か月の給付制限がありますので給付制限期間後に、基本手当が振り込まれます。なお給付日数と金額は次号以降で紹介いたします。